

第1 審査会の結論

令和5年2月13日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年3月3日付けで行った公文書開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）について、実施機関は改めて不開示決定をすべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は実施機関に対し、別表1の内容で本件開示請求を行った。

2 公文書開示請求書の補正要求

実施機関は審査請求人に対し、公文書開示請求書に記載された内容では、本件対象公文書の特定が困難であるとして、令和5年2月21日付けで公文書開示請求書補正要求書を送付した。

なお、令和5年2月16日、実施機関は審査請求人に対し、本件対象公文書の量が多いことを説明した上で、開示請求内容の絞り込みの依頼を電話にて行っている。

3 公文書開示請求書の補正

審査請求人は実施機関に対し、第2の2の補正要求を受けて、令和5年2月27日付けで公文書開示請求書補正書を提出したが、開示請求内容は別表2のとおり、第2の1の本件開示請求の内容と同一であった。

4 実施機関の決定

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求について、公文書開示請求書補正書が提出されたものの、開示請求内容の不備が是正されておらず、公文書の特定に足りる情報が不十分であり、本件対象公文書が特定できないとして、本件処分を行い、令和5年3月3日付け公文書開示請求却下通知書により通知した。

5 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は以下のとおりである。

- (1) 決定を取り消すこと
- (2) 開示されなかった文書を開示すること
- (3) 開示の実施方法は、宮崎県延岡総合庁舎での閲覧とすること
- (4) 開示されなかったことに起因する費用、審査請求の費用は実施機関の負担とすること

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する本件審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「情報公開条例」という。）には、公文書開示請求に対する却下の規定はないため、違法な処分である。
また、公文書開示請求却下通知書の様式も情報公開条例に存在しない。
- (2) 公文書開示請求書補正書には、ファイル管理基準表の小分類名称が記載されており、公文書を特定するために必要な事項の記載に不備があるとはいえない。
- (3) 審査請求人の住所は延岡市北部であるから、宮崎県延岡総合庁舎（延岡地区県政相談室）での閲覧を希望する。

第4 審査請求に対する実施機関の主張

実施機関が、弁明書で主張する内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 公文書開示請求に対する却下の手続きは、宮崎県公文書開示事務取扱要綱（平成元年総務課定め。以下「要綱」という。）において定められている。
また、条例に基づく全ての処分は、宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号。以下「行政手続条例」という。）に沿ったものであり、却下の処分については行政手続条例第7条において規定されている。
- (2) 本件開示請求は、本件対象公文書を保有する危機管理課の業務の中心部分について請求されたものであり、危機管理課が保有する公文書の大部分が本件開示請求の対象となる。
また、本件開示請求には年度の指定もないため、公文書が存在する全ての年度が対象となり、電子データも含めると、本件対象公文書の量は膨大になる。
- (3) 膨大な量の本件対象公文書について、開示決定等の作業を行うと、ばく大な作業量となり、実施機関の通常業務に著しい支障を及ぼすことになる。
- (4) 本件対象公文書の量が膨大であり、実施機関の通常業務に著しい支障を及ぼすことについて、令和5年2月16日に審査請求人に対し電話により開示請求内容の絞り込みを依頼し、審査請求人から「考えてみます」との回答を得たため、同年2月21日に公文書開示請求書補正要求書により、審査請求人に対し補正要求を行った。
それにもかかわらず、審査請求人は、本件開示請求と全く同様の請求を求めたため、本件処分を行ったものである。
- (5) 要綱において本庁各課が保有する公文書の閲覧は総合窓口である、県庁本館1階に所在する県民情報センターで行うこととなっていることから、宮崎県延岡総合庁舎での閲覧はできない。

第5 審査請求人の反論書による反論

審査請求人が反論書で主張する内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 要綱は組織の内規であり、法規としての性質を持たず、法的拘束力はない。
- (2) 行政手続条例第1条第2項では、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めによることとなっており、情報公開条例に基づく公文書開示請求の処分については、情報公開条例の中に明記されている手続に従うべき。
- (3) 実施機関の通常業務に支障を及ぼすことは、開示を妨げる理由にはならない。
- (4) 弁明書によれば、本件対象公文書が特定されていることは明らかであり、実施機関が本件対象公文書を特定できないとした却下理由は虚偽である。

- (5) 令和5年2月27日付け公文書開示請求書補正書の備考欄において、ファイル管理基準表の小分類名称内の全文書の表題及び目次並びに要旨等の補正の参考となる情報の提供を実施機関に求めたものの提供されなかったため、請求内容の細分化は不可能であった。

ファイル管理基準表の小分類名称が指定されていれば、公文書を特定するために必要な事項に不備があるとはいえない。

- (6) 延岡市在住者が閲覧の場所として、宮崎県延岡総合庁舎を選択することは自然であり、経済合理性にかなう行為である。

情報公開条例によれば、出先機関及び分庁舎での公文書の閲覧は禁じられていない。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 6月26日	諮問を受けた。
令和6年 1月15日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第7 審査会の判断理由等

当審査会は、本件処分について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件処分の理由について

本件開示請求は、危機管理課が保有する公文書のファイルの分類を示す項目を指定して行われたものである。

実施機関は、本件開示請求について、危機管理課が所管する事務の中心部分である、災害対応に関する極めて広い分野が対象であり、さらに本件開示請求には年度の指定もないため、本件対象公文書の量は膨大になると主張する。

本件対象公文書の量について、当審査会が確認したところ、本件対象公文書のうち、危機管理課のファイル管理基準表の小分類名称「台風」に関する文書の量は、ファイル77冊分、枚数でいえば、片面換算で約66,400枚であった。また、同様に小分類名称「火山」に関する文書については、ファイル71冊分、枚数でいえば、片面換算で約42,500枚であった。これらについてのみ実施機関において、職員2名が通常業務をしながら開示決定等の事務を1日2時間程度行った場合、9年以上を要する分量である。その他の本件開示請求の対象となる公文書を含めると、開示決定等の事務にばく大な時間が必要となり、本件対象公文書の量は、実施機関の通常業務に支障を及ぼす量であると認められる。

よって、本件開示請求は情報公開条例第6条第1項第2号に規定する公文書を特定するために必要な事項が記載されているとはいえない。

このことについて、実施機関は審査請求人に対し、電話により本件対象公文書の量が膨大であることを説明し、適切な請求について提案を行った上で、公文書開示請求書補正要求書により、請求内容について、年月等の絞り込みを依頼していた。

しかしながら、審査請求人は、補正による是正に応じなかったことから、本件開示請求は、情報公開条例第6条第1項第2号に規定する公文書の特定に必要な事項を欠いているとした実施機関の本件処分の理由は妥当である。

2 本件処分について

実施機関は、審査請求人が提出した公文書開示請求書に公文書を特定するために必要な事項が記載されておらず、審査請求人が補正による是正に応じなかったことから、本件処分を行った。

これは要綱において、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、請求者が補正に応じないとき、当該開示請求は不適法であることを理由に却下することとされていたためであり、実施機関の手續に不適切な点は認められない。

しかしながら、情報公開条例では、開示請求に対する実施機関の応答は全部開示決定及び部分開示決定並びに不開示決定のみが規定されている。

本件処分は、本件開示請求が不適正なことを理由に行われており、条例によれば、開示請求に係る公文書の全部を開示しないこととなるため、情報公開条例第10条第2項により不開示決定をすべきだったと考えられる。

よって、当該開示請求に係る公文書を全て開示しないことに変わりはないものの、実施機関は改めて不開示決定するのが妥当である。

3 その他

審査請求人は審査請求書及び反論書において種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記1及び2において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 公文書開示請求書の内容

大分類名	中分類名	小分類（ファイル）名
災害対策	災害救助	0 災害救助 1 激甚災害認定 2 自衛隊派遣要請 3 ヘリポート適地調査 4 災害見舞金 5 災害物資輸送 6 防災ヘリ調査 7 全国航空消防防災協議会研修会 8 被災者生活再建支援制度 9 防災ヘリ例規 10 防災ヘリ総括 11 防災ヘリ導入検討 12 救助機関災害対策連絡会議 13 自衛隊総括 15 災害対策本部機能整備事業
災害対策	被害	0 被害報告 1 被害確定報告 2 災害の記録 3 災害報告実施要領 4 災害年報 5 個別災害 6 激甚災害 7 被害状況庁内各部局報告要領 10 防災情報システム
災害対策	個別災害	0 一般 1 地震、津波 2 風水害 3 台風 4 火山 5 特殊災害 6 地すべり 7 放射性同位元素 8 東南海・南海地震
災害救助	一般	0 災害関係 1 災害救助法担当者名簿 2 災害救助法適用報告関係 3 九州・山口 9 県災害相互応援協定 4 緊急要員業務報告書 5 国庫補助協議 6 照会・回答 7 通知関係 8 被災市区町村応援職員確保システム
災害救助	災害救助	0 災害救助法令 1 災害救助組織 2 災害救助基金 3 防災訓練 4 応急仮設住宅 5 災害救助担当課長会議 6 見舞金 7 災害救助法等事務必携

別表 2 公文書開示請求書補正書の内容

大分類名	中分類名	小分類（ファイル）名
災害対策	災害救助	0 災害救助 1 激甚災害認定 2 自衛隊派遣要請 3 ヘリポート適地調査 4 災害見舞金 5 災害物資輸送 6 防災ヘリ調査 7 全国航空消防防災協議会研修会 8 被災者生活再建支援制度 9 防災ヘリ例規 10 防災ヘリ総括 11 防災ヘリ導入検討 12 救助機関災害対策連絡会議 13 自衛隊総括 15 災害対策本部機能整備事業
災害対策	被害	0 被害報告 1 被害確定報告 2 災害の記録 3 災害報告実施要領 4 災害年報 5 個別災害 6 激甚災害 7 被害状況庁内各部局報告要領 10 防災情報システム
災害対策	個別災害	0 一般 1 地震、津波 2 風水害 3 台風 4 火山 5 特殊災害 6 地すべり 7 放射性同位元素 8 東南海・南海地震
災害救助	一般	0 災害関係 1 災害救助法担当者名簿 2 災害救助法適用報告関係 3 九州・山口 9 県災害相互応援協定 4 緊急要員業務報告書 5 国庫補助協議 6 照会・回答 7 通知関係 8 被災市区町村応援職員確保システム
災害救助	災害救助	0 災害救助法令 1 災害救助組織 2 災害救助基金 3 防災訓練 4 応急仮設住宅 5 災害救助担当課長会議 6 見舞金 7 災害救助法等事務必携